

宇部市ごみステーション設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等が設置するごみステーション(以下「ステーション」という。)の設置場所及び設置基準等を定めることにより、安全で効率的なごみ収集を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ステーション 市が承諾したごみ収集場所
- (2) かご 自治会等で用意されたごみ専用のかごで市が承諾したもの及び市が貸与するプラスチック製資源ごみ専用のかご

(設置場所)

第3条 ステーションは、次に掲げる要件に適合する場所に設置するものとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車(3トンパッカー車)が容易に進入できる場所であること。
 - (2) 道路沿いで、ごみ収集車が後進する必要のない場所であること。
 - (3) 収集業務員、通行人及び通行車両の安全性が確保される場所であること。
- 2 既設のステーションを移設しようとする場合においても、前項各号に規定する要件に適合する場所に移設するものとする。

(設置基準)

第4条 ステーションの設置箇所は必要最小限とし、設置基準は次のとおりとする。

- (1) 月・水・金の燃やせるごみのステーション
おおむね25世帯につき1箇所とする。ただし、25世帯以上であっても、既設のステーションで対応している場合、または、かごの数を増やすことにより現行の場所で対応が可能な場合は、原則としてステーションの新設はできないものとする。
 - (2) 燃やせないごみのステーション
おおむね50世帯につき1箇所とする。ただし、50世帯以上であっても、既設のステーションで対応している場合、または、かごの数を増やすことにより現行の場所で対応可能な場合は、原則としてステーションの新設はできないものとする。
 - (3) プラスチック製容器包装及び古紙のステーション
原則として、燃やせないごみのステーションと同じステーションを利用するものとする。
- 2 ステーションは、地元住民の合意をもって設置するものとする。
- 3 既設ステーションが近接するときは、ステーションを1箇所に統合し、ステーションの減少を図るものとする。

(設置手続)

第5条 ステーションを新設、増設又は移設しようとする者は、ごみステーション設置事前協議書（様式1）にステーションの位置図その他市長が必要と認める書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議書が提出された場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該協議書を提出した者に対し、ごみステーション設置承諾書（様式2）を交付するものとする。

（かごの設置等）

第6条 ステーションにかごを設置しようとする者は、その規格について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（ステーション等の管理）

第7条 ステーション及びかごの清掃並びに管理は、当該ステーション及びかごを設置した自治会等において実施するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ステーションの設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期間）

1 この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に設置されているステーション、かご及び大型かごで、この要綱の規定に適合しないものについては、ステーション、かご及び大型かごを設置した自治会等の代表者と協議しながら改善を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。